

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年六月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第二号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（道路交通法第二条第一項第十一号の五に規定する遠隔操作型小型車をいい、遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（同法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、歩車分離式の信号機に関する基準について、歩行者用青信号に従って道路を横断するものに遠隔操作型小型車及び特定小型原動機付自転車を追加するため、この条例を定めようとする。